

公害薬害職業病補償研究会第3回シンポジウムを終えて

2015年11月29日、日本環境会議（JEC）の後援を受けて、公害薬害職業病補償研究会（以下、研究会と表記）が主催する「公害薬害職業病 被害者補償・救済の改善を求めて第3回シンポジウム『戦後70年 被害者補償・救済の現在』」が、明治大学駿河台キャンパス・リバティタワーで開催された。

研究会は2007年の発足以来、戦後日本に発生した公害や薬害、職業病などにおいて個々に構築されてきた補償救済制度・協定を横断的に比較研究し、問題の解決を目指してきた。2009年に開催された第1回目のシンポジウムでは水俣病、サリドマイド、カネミ油症、大気汚染、アスベスト（労災・公害）が、2012年の第2回目では原爆症、森永ひ素ミルク中毒、医薬品副作用被害、薬害エイズが取り上げられ、今回はイタイイタイ病、新潟水俣病、スモンの3事例の比較およびそこから見える教訓と課題が議論された。

シンポジウムでは、まず、淡路剛久氏（JEC 名誉理事長、立教大学名誉教授／環境法）が「公害薬害等被害者への補償はどうあるべきか-不法行為訴訟と被害者救済制度-」と題する基調講演を行い、不法行為法制度を活用した訴訟や判決後の和解などの権利拡充運動を通して、公害等の補償救済を権利の問題として解決していくことの重要性を指摘した。また、「解決としての（アウトプットとしての）賠償や補償」を比較検討する研究会の活動について、福島原発事故が発生してしまったゆえに持つ役割と将来的な意義を述べた。

続く事例報告では、水谷敏彦氏（イタイイタイ病訴訟弁護団）がイタイイタイ病について、萩野直路氏（新潟水俣病第三次訴訟支援する会事務局）が新潟水俣病について、片平洌彦氏（臨床・社会薬学研究所所長）がスモンについてその歴史や補償制度の概要、課題を論じた。これにより、公害事件等が共通して抱える課題であってもそのアウトプットに差異があることが浮かび上がった。

たとえば、被害の発生をめぐって加害企業の責任をいかに立証するかは公害事件等において極めて重要な論点となるが、イタイイタイ病の場合、損害賠償請求の根拠である鉱業法に無過失責任(第109条)が取り入れられていたため、過失の立証という過程がなく被害者側に有利であった。また、多くの事例において被害の発生から半世紀以上が過ぎる中被害者の高齢化が喫緊の課題となっているが、新潟水俣病では、介護サービスを利用する際、介護保険の自己負担分を全額昭和電工が支給している。

一方、薬害事件であるスモンにおいては、2012年6月に成立した障害者総合支援法の対象となる難病等の対象疾患に指定されたため、患者は必要に応じて障害者福祉制度の支援を受けられるようになった。このように、新たに顕在化してきた課題に対する加害者側の対応や利用できる制度に差が見られる。

とりわけ、この高齢化をめぐる諸問題は、パネルディスカッションにおいても共通の論点として議論された。高齢化に伴い患者のニーズは医療に加えて介護が増大しているが、公害健康被害の補償等に関する法律が制定された1973年は、介護がまだ社会問題化していない時期ということもあり、その補償項目に適切には盛り込まれていなかった。そこで、上述のように、事例ごとにさまざまな対策が取られている。

イタイイタイ病の場合は、被害者が出産経験のある中高年の女性に集中したことから、

当初から寝たきり状態になることが初期から想定されたため、特別介護手当が組み込まれていた。スモンにおいては、重症者・超重症者・超々重症者という3ランクに分けられ介護費用が支払われる。一方、2つの水俣病の間で比較すると、熊本県は2006年から胎児性・小児性水俣病患者に対する地域生活支援事業を開始し、胎児性患者らの急激な身体機能の低下と主な介護者である母親の高齢化の問題に取り組むなど福祉施策を進めているのに対し、新潟水俣病では胎児性患者に対する支援は一切なされていない。新潟では胎児性患者が少ないということもあるが、これには熊本での「教訓」を活かし受胎調節指導が行われたという歴史的な背景を踏まえる必要がある。

各事例報告と討論を受けて淡路氏は、補償救済制度をどのように変えていくのかという問いをめぐって、改革の方向へ進めていくための関わる研究会の姿勢が問われるが、事例ごと縦割りにされた制度を溶断的に見ていく作業は制度改革の際の後押しになるのではないかと述べ、シンポジウムをまとめた。また、シンポジウム開催にあたり教室手配の面で協力いただいた寺田良一明治大学文学部教授は、発展途上国各地で広く行われる小規模金採掘とそこで用いられる水銀が引き起こす健康被害の現状に触れ、改めて、公害事件は終わっていないこと、そして今後も世界各地で水俣病は発生していくことを指摘し、国際的な面から研究会の活動の意義を述べた。

研究会はこれまで3回のシンポジウムを開催し、扱った事例も10を超えた。しかし、まだ取り上げられていない事例は多くあり、そして福島原発事故の補償問題はこれからますます大きな論点となる。4回目の開催に向けて引き続き活動を継続させていきたい。

文責・野澤淳史（日本学術振興会特別研究員）